

# 安 全 管 理 規 程

ENEOSマリンサービス株式会社

本社（船舶グループ）  
志布志営業所

□ 制定年月日：2006年12月1日

□ 改正履歴

改正番号	改正年月日	改正の概要 (改正箇所・改正内容・改正理由等)	承認責任者	作成担当者
0	2006年12月1日	新規制定	杉森	下畠
1	2007年4月1日	定期見直し(改正なし)	杉森	下畠
2	2007年6月21日	非常連絡表改正	紙田	下畠
3	2007年10月1日	非常連絡表改正	紙田	下畠
4	2008年4月1日	非常連絡表改正	紙田	下畠
5	2009年4月1日	非常連絡表改正(ISO管理責任者削除)	紙田	下畠
その他	2009年6月1日	非管理文書として関係グループに配布	紙田	下畠
6	2010年4月1日	非常連絡表改正	川野	山下
7	2010年7月1日	事故処理基準変更(医療機関連絡表:田中病院削除、事故調査委員会:整備グループ追加)	川野	山下
8	2011年4月1日	運航基準(第三喜入丸速力、回転数変更)	川野	山下
9	2011年12月28日	定期見直し(改正なし)	川野	山下
10	2012年2月10日	第二喜入丸更新による運航基準の改定	川野	山下
11	2012年4月1日	第37条(飲酒等の禁止)変更、その他字句の変更、運航基準図N J追加	川野	山下
12	2013年10月16日	作業船「きく」船舶入替えによる運航基準の改定	野口	山下
13	2014年4月1日	社内規程、要領の一部改正に伴い事故処理基準および非常連絡表改定	野口	山下
14	2014年7月4日	運航基準 第7条第一喜入丸速力及び毎分機関回転数改定(船舶入替えによる)	野口	山下
15	2014年10月21日	安全管理規程第3条改定および地震防災対策基準を追加設定	野口	山下
16	2015年3月30日	運航基準 第7条「さくら」速力及び毎分機関回転数改定(船舶入替えによる)	野口	山下
17	2015年7月1日	軽微な改正(組織変更に伴う適用部署変更)	山下	千田
18	2016年1月1日	軽微な改正(社名変更)	山下	千田
19	2016年4月1日	軽微な改正(非常連絡表・運航管理組織図)	山下	千田
20	2016年7月1日	運航基準 第7条「うめ」速力及び毎分機関回転数改定(船舶入替えによる)	北村	山下
21	2017年4月1日	安全管理規程第37条改定、運航管理組織図、非常連絡表、情報伝達経路(人事異動に伴う改定)	久保山	千田
22	2017年5月9日	運航基準 第7条「からくに」速力及び毎分機関回転数改定(船舶入替えによる)	久保山	千田

23	2018年9月20日	安全管理規程 第8条管理する区域の変更 喜入港内全域⇒喜入港内全域および喜入港沖 運航基準 運航基準図（喜入港沖を追加） 地震防災基準 運航基準図（喜入港沖を追加）	久保山	千田
24	2019年8月1日	志布志営業所（波見港）追加	久保山	千田
25	2020年4月1日	① 第2条用語の改定(2)(5)（役員異動による） ② 第24条7 走锚対策追加 ③ 第37条 飲酒対策追加 ④ 運航管理組織図改定（役員異動による） ⑤ 事故処理基準添付書類 非常連絡表改定(喜・志) ⑥ 志布志地震防災対策基準 別添1 情報伝達経路の改訂	久保山	千田
26	2020年7月1日	① 社名変更 ② 志布志運航基準第8条 連絡方法の改訂 ③ 志布志運航基準図追記（標識灯、危険個所等） ④ 志布志作業基準、第8条周知事項の掲示場所改定 ⑤ 志布志事故処理基準第11条 委員職名改正 ⑥ 志布志地震防災対策基準 別添2 自衛防災組織構成表	加藤	千田
27	2021年5月1日	①運航基準（喜入）第8条 連絡先および連絡方法の追記 ②喜入港 地震防災対策基準 第3条 海域の追記 ③作業基準（志布志）第4条 乗船開始時間の変更 ④志布志運航基準図追記（非常時通船着棧場所） ⑤地震防災対策基準7条 情報伝達責任者の改正	加藤	則座
28	2021年10月1日	旅客船航路に喜入港沖周辺海域（A）（B）（C）追加による改定 ①安全管理規程本文 第3章2(1) 喜入港沖周辺海域（A）（B）（C）追加 ②運航基準図改定 ③地震防災対策基準 総則第3条喜入港沖周辺海域（A）（B）（C）追加	加藤	則座
29	2022年3月30日	交通船兼作業船「ごんげんⅡ」就航に伴う志布志運航基準および運行基準図「ごんげんⅡ」、「くにみ」の改訂	加藤	則座
30	2023年4月1日	①運航管理組織での経営トップの変更 ②運航基準 第7条「つわぶき」速力及び毎分機関回転数改定（船舶入替えによる）	永尾	則座

30	2023年4月1日	③事故処置基準(喜入)医療関係連絡表の訂正および非常連絡表(喜入・志布志)の経営トップの変更、電話番号等の追記・変更・修正による変更 ④地震防災対策基準(喜入)の避難場所(シーメンズ)の削除および情報伝達経路(喜入・志布志)の経営トップの変更、自衛防災組織編成図差し替え(志布志)	永尾	則座
31	2023年7月13日	志布志営業所 ①第2基準経路（簡易灯浮標経由）を追加 ②各基準経路の変更地点における向針目標を設定し追記 ③ごんげんⅡとくにみの運航基準図の1本化等に伴う運航基準および運行基準図の変更	永尾	則座
32	2023年10月3日	①運航基準図（喜入本社）の桟橋工事に伴う迂回航路の設定。 ②志布志営業所の船舶の入替による以下の変更 ・運航基準の第7条速力基準における船舶の変更 ・事故処理基準 非常連絡表における船舶の変更 ・地震防災対策基準 別添－2自営防災組織編成表における船舶の変更	永尾	則座
33	2024年2月2日	見学航路（計8コース）を追加したことによる運航基準図（見学航路）の追加（喜入本社）	永尾	則座
34	2024年4月1日	事故処理基準志布志営業所非常連絡表の運航管理者の電話番号の変更	永尾	中村
35	2024年8月1日	・運航基準図（喜入本社）の桟橋工事に伴う航路変更 ・人事異動による担当者増に伴う運航管理補助者番号追加 ・第一喜入丸船舶電話廃止に伴う削除	永尾	中村

## □ 適用部署

部署名	適用部署	部署名	適用部署
総務グループ	○	整備グループ	○
ムアリングマスター	○	海務・環境安全グループ	○
代理店グループ	○	志布志営業所	○
船舶グループ	○		

## 目 次

- 第1章 総則
- 第2章 経営トップの責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雜則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船およびこれに準ずる船舶（以下「船舶」という。）の業務（付隨する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全管理体制	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、るべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態。
(2)	経営トップ (代表取締役社長)	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ。
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを發揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性。
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的な施策。
(5)	安全統括管理者 (取締役船舶業務部長)	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者。
(6)	運航管理者 (本社：船舶GM、志布志営業所：所長)	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者。
(7)	運航管理補助者 (船舶グループ員) (志布志営業所員)	運航管理者の職務を補佐する者。
(8)	運航管理者代行 (船舶グループ員) (志布志営業所員)	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者。
(9)	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事するもの。
(10)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(11)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(12)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画。
(13)	発航	現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること。
(14)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること。
(15)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法および港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(16)	運航	「発航」「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うこと。

(17)	反転	目的の航行の継続を中止し、発航地点へ引返すこと。
(18)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離） ただし視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる）、 波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）。
(19)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力 、船長 が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するた めに必要な事項を記載した図面。
(20)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷梯、歩み板等船舶側から架設されたもの がある場合はその先端までを含む。
(21)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(22)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物。
(23)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、浮き桟橋、旅客待合室等、船舶の係留、 旅 客の乗降等の用に供する施設。

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準)

第3条 この規程の実施を図るため、管轄する区域別に運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

## 第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全管理体制を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全管理体制の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全管理体制の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全管理体制の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

### 第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

安全統括管理者 1 人

運航管理者 2 人 (本社 1 人、志布志営業所 1 人)

運航管理補助者 若干人

2 管理する区域は、次のとおりとする。

(1) 本社 喜入船溜り～喜入港内全域および喜入港沖周辺海域 (A) (B) (C)

(2) 志布志営業所 船溜り～波見港内全域

### 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要

件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

## 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、勤務中やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

## 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全管理体制の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュ

ニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。

- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者が指名するものとし、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

## 第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 経営トップは、第1項の発議があったときは、関係部（G r または課）の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

## 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

- 2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

## 第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。
- 7 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第28条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、運航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、

運航中止を指示しなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第27条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

## 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第28条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第29条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前点検を終え、異常があったとき。
- (2) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (3) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第30条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成し、各船舶及び事業所に備え付けなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

## 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第31条 船長は乗組員を指揮して乗客の乗下船誘導および離着桟等の諸作業を実施する。

2 作業の安全確保及び作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第32条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第33条 旅客の乗船及び下船および船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第34条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第35条 船長は、航海中船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させるものとする。

2 乗組員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第36条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第37条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、基地構内・船内における飲酒を厳禁とする。また、いかなる場合も酒気を帯びた者の就業を禁止する。

3 基地構内・船内その他職場での飲酒を目的とした酒類の持込みを行わない。

## 第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第38条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第39条 船長および機関長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、発航前チェックリストに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。

2 船長は甲板部および機関部の点検結果を取りまとめ、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第40条 運航管理者は、係留施設、乗降用施設等について毎日1回以上点検を実施し、異常のある個所を見たときは、直ちにその修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

## 第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第41条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第42条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第43条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第44条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第45条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第46条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第47条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第48条 安全統括管理者は、必要に応じ事故調査委員会を設置して事故の原因及び事故処理の適否を調査し、

事故の再発防止及び事故処理の改善を図るものとする。

## 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

### (安全教育)

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準、地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、隨時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

### (操練)

第50条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

### (訓練)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

### (記録)

第52条 運航管理者は、前3条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

### (内部監査及び見直し)

第53条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全管理体制全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全管理体制の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等の業務監査を行うほか、特に陸上側の安全管理体制については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

## 第15章 雜 則

### (安全管理規程等の備付け等)

第54条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。

- 2 安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第55条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール)等を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附則 この規程は、2023年4月1日より実施する。

2023年4月1日

## 運航管理組織図

### ENEOSマリンサービス(株)

